

### 3. 農業農村整備事業負担割合一覧表

#### ● 県営事業

区分	事業名	負担率					
		国	県	市町村	その他		
農業生産基盤整備・保全事業	水利施設整備事業						
	基幹水利施設整備型	一般型 ※( )はダムに係る分 ※ H23新規地区以降適用	50	25 (40)	10	15 (-)	
	排水対策特別型	排水対策特別型 ※ H23新規地区以降適用	50	25	10	15	
	基幹水利施設保全型	基幹水利施設ストックマネジメント事業 (機能保全計画策定)	50	25	25		
		対策工事及び緊急補修工事 ※[ ]はH22新規地区まで適用	50	25 [30]	10	15 [10]	
	(農山漁村地域復興基盤総合整備事業)	(一般地域に適用)	75	17	8		
	農業水利施設保全合理化事業	管理省力化施設整備事業	50	25	25		
	農地整備事業						
	(旧一般型)	※[ ]はH22新規地区まで適用 ※< >はH17まで新規地区及びH19まで新規2期地区に適用 ※【 】はH12まで新規地区適用 ※( )は中山間地域に適用	50 (55)	27.5 [30] <32.5> 【35】	10 (5)	12.5 [10] <7.5> 【5】	
	(旧面的集積型) ※農業競争力強化基盤整備事業、農山漁村地域整備交付金及び農村地域復興再生基盤総合整備事業	※[ ]はH18～22新規地区適用 ※< >はH17まで新規地区適用 ※【 】は～H12まで新規地区適用 ※( )は中山間地域に適用	50 (55)	27.5 [30] <32.5> 【35】	10 (5)	12.5 [10] <7.5> 【5】	
	(農山漁村地域復興基盤総合整備事業)	(移行地区)					
		一般地域	※【 】はH25以降一般地域 ※< >はH23・H24一般地域	75	【16.5】 <16.1842>	【6.0】 <6.3158>	2.5
		中山間地域	※【 】はH25以降中山間地域 ※< >はH23・H24中山間地域	77.5	【15.95】 <15.6823>	【4.3】 <4.5677>	2.25
		(新規地区:H24以降新規地区)					
		一般地域		75	17	8	
		中山間地域		77.5	14.5	8	
	農地整備事業(通作条件整備)						
	(基幹農道整備)	一般型	50	11/30	4/30		
		保全対策型	50	未定	未定		
	(一般農道整備)	一般型 樹園地等型 農業集落型 保全対策型	50	未定	未定		
	県営農道整備事業						
	(広域農道)		50	36	14		
	(基幹農道)		50	11/30	4/30		
	(一般農道)	一般・樹園地	50	30	20		
		集落間	50	30	20		
(農道保全対策)	点検診断 保全対策	50 (45)	25 (33)	25 (22)			
防災ダム事業	防災ダム工事	55	39	6			
ため池整備事業							
	防災ため池 (大規模)	55	34	11			
	防災ため池 (小規模)	50	34	16			
	地震対策ため池 (大規模) 70ha以上	55	34	11			
	地震対策ため池 (小規模) 70ha未満	50	34	16			
	一般ため池 (大規模) 100ha以上(中山間地域70ha以上) ※[ ]はH23新規地区以降適用	55 [55]	34 [28]	11 [17]			
	一般ため池 (小規模) 40ha以上100ha未満 ※[ ]はH23新規地区以降適用 ※< >は中山間地域(H25以降適用)	50 <55> [50] <55>	39 <39> [33] <33>	11 <6> [17] <12>			
	一般ため池 (小規模) 10ha以上40ha未満 ※[ ]はH23新規地区以降適用 ※< >は中山間地域(H25以降適用)	50 <55> [50] <55>	39 <39> [29] <29>	11 <6> [21] <16>			

区分	事業名		負担率			
			国	県	市町村	その他
農業生産基盤整備・保全事業	用排水施設等整備事業	湛水防除(大規模)基幹施設 400ha以上	55	37	8	
		湛水防除(大規模)その他施設 1,000ha以上	55	37	8	
		湛水防除(小規模)基幹施設 30~400ha未満 ※〈 〉は中山間地域(H25以降適用)	50 (55)	37 (37)	13 ( 8)	
		湛水防除(小規模)その他施設 100ha以上 ※〈 〉は中山間地域(H25以降適用)	50 (55)	32 (32)	18 (13)	
		用排水施設(大規模)400ha以上 ※〔 〕はH23新規地区以降適用	55 [55]	34 [28]	11 [17]	
		用排水施設(小規模) 20ha以上 ※〔 〕はH23新規地区以降適用 ※〈 〉は中山間地域(H25以降適用)	50 (55) [50] (55)	39 (39) [29] (29)	11 ( 6) [21] (16)	
	特定農業用管水路等特別対策事業	県営造成施設 ※〈 〉は中山間地域(H25以降適用)	50 (55)	35 (35)	10 (10)	5 (0)
	国営造成施設管理体制整備促進事業	管理体制整備型(計画策定事業)	50	50	—	—
	農業用河川工作物等応急対策事業	(大規模)河川対応 総事業費1億円以上	55	37	8	
		(小規模)河川対応 総事業費5,000千円以上 ※〈 〉は中山間地域(H25以降適用)	50 (55)	42 (37)	8 (8)	
		(小規模)河川対応 総事業費800千円以上 ※〈 〉は中山間地域(H25以降適用)	50 (55)	32 (32)	18 (13)	
	農村防災施設整備事業	農村防災施設整備 (旧農村災害対策整備事業) ※〈 〉は中山間地域(H25以降適用)	50 (55)	29 (29)	14 (14)	7 (2)
	地すべり対策事業		50	50		
	水質保全対策事業	一般型(基幹)	50	34	16	
(その他),(併せ行う)		50	32	18		
農村地域防災減災事業	調査計画	100 (定額)				
基幹水利施設管理事業						
	荒砥沢ダム(本体), 小田ダムに係る分	30	70	—	—	
	荒砥沢ダム(沖富調整池)に係る分	30	30	40	—	
	岩堂沢, ニツ石ダムにかかる分	30	30	20	20	
農村整備事業	地域用水環境整備事業	地域用水環境整備型 歴史的施設保全部	50	25	25	
	中山間地域総合整備事業	生産基盤整備以外 ※〔 〕はH23新規地区以降適用	55	32.5 [30]	12.5 [15]	
		生産基盤整備 ※〔 〕はH23新規地区以降適用	55	32.5 [30]	12.5 [15]	
その他	海岸保全施設整備事業	高潮対策, 侵食対策 ※( )は離島	50 (55)	50 (45)		
		局部改良	1/3	2/3		
		海岸耐震対策緊急事業	50	50		
		海岸堤防等老朽化対策緊急事業	50	50		
		海岸環境整備	1/3	2/3		
障害防止対策事業		100~66.7	0~16.7	0~16.6		